

新

# 2022年投資促進措置

通常恩典に追加で

50%

法人所得税減税が  
5年間付与される

注：

1. 所定のA1-A3グループ事業であること。
2. ただし、所在地のない事業や南部国境地帯・SEZにおける50%法人所得税減税が付与されない事業を除く

本追加恩典を享受するためには

奨励証書発給日から**18ヶ月間以内に**  
投資実施の証拠を提出し、  
かつ恩典申請の時点で法人所得税免除  
恩典の期間と免除上限額の  
両方残っていること。



奨励証書発給日より**12ヶ月以内に**  
**10億バーツ**以上の投資を実施



奨励認可受理回答および  
奨励証書発給期限の**延長は不可**



**2022年**以内に投資奨励を  
申請したプロジェクトに適用



**2022年の最終営業日まで**に  
投資奨励を申請すること。



2022年1月現在



@boinews



BOI News



BOI News



BOI Podcast



YouTube  
Think Asia, Invest Thailand [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)

